

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病8月号

(通巻第124号)

関西労働者安全センター 1984.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 大阪市職保母健診労働条件調査のまとめあわる 1
- 港湾にじん肺法を適用 2
- 職場つうしん 5
- 学習のページ こんなときどうする(2) 7
- 職場安全活動の手引き
- 前線から(ニュース) 10
- うちの組合 17

☆全通大阪日通支部

7月の新聞記事から / 16 ■ 表紙写真 / 和歌山県古座川町林業作業風景

大阪市職保母健診

労働条件調査のまとめおわる

頸肩腕発生は経験年数に比例

昨年、十一月～十二月に実施した大阪市職民生局支部職業病自主健診

は約三分の一だけということが明らかになりました。

(頸肩腕障害・腰痛特殊健診)の集計ができ、去る七月二六日に報告会を行ないました。

一六〇三名のアンケート(回収率約九〇%)の内、自主健診で受診した一一六三名分のデータを京都大学大型電算機センターのコンピュータを使い、集計、解析しました。その結果、特徴的なことは、従来、保育労働の特殊性として休憩がとれないといわれてきましたが、実際四五%の保母が一日中一回も休むことができず、三〇分以上の休憩がどれの

作業環境としては、保育室が狭すぎる、暗いと答えた保母が約四五%ずつもあり、二階に保育室があることで七五%の保母が負担に感じてい

ることも明らかになりました。その他、板じきの床、暖房、押し入れ、手洗い場、子供用机等についても問題点を指摘する回答が多くありました。

自覚症状については、健診當時、頸肩腕障害については七五%、腰痛については四六%の人が症状を訴えており、時々休業、休憩しないと仕事ができない、休憩をとるほどではないがかなりつらい等症状のかなり強い人がそれぞれ三六%、二七%もありました。また局所症状、全身症状、日常生活の不便、苦痛等の多くの項目にわたって、八一年神戸市、七六年名古屋市の公立保母の調査より症状を訴える人が多いことがわかりました。

総合判定との関係では、頸肩腕障害については、年令が上昇するほど(経験年数とともに)症度が強くなる傾向が認められ、腰痛については二〇歳～三九歳までは頸肩腕と同じだが、四〇歳以上では軽減する傾向

があることが認められました。

また自主健診と平行して保母の作業態様を人間工学的に解析するところも進んでいます。薬合保育所で

丸一日間ビデオとりとタイムスタンプの記録、観察を終え、現在データ整理の段階に入っています。()歳まで各担当別に保育労働における

特徴的な姿勢の把握と職場改善に結びつく形でまとめていくよう努力しています。

港湾労働にじん肺法を適用

(上)

全港湾中央本部
伊藤彰信

「じん肺審議会が最終確認」 上組闘争から10年、今後の運動への礎石

港湾にじん肺法を適用するかどうかを検討しているじん肺審議会は、七月二六日に開いた粉じん作業部会で、船内荷役作業を中心に一部の港湾荷役作業にじん肺法を適用し、粉じん作業とすることを確認した。

が、粉じん作業部会では「鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(潤なものを除く)をかき落とし、又はかき集める作業」を粉じん作業として追加することになった。おそらく別表一六号が書きかえられることになるであろう。

じん肺法施行規則別表の一六号には、現在「鉱石専用埠頭に接岸している鉱石専用船の船倉内で鉱物等(潤なものを除く)をかき落とし、又はかき集める作業」が指定されている

が、粉じん作業部会では「セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業」が粉じん

による特徴的な姿勢の把握と職場改善に結びつく形でまとめていくよう努力しています。

じん肺審の調査でも 一四ハ名が有所見

用に労働大臣に提出し、その年の十二月からじん肺審議会の下に粉じん作業部会が設置され、港湾荷役作業を粉じん作業とするかどうかが審議されてきたのである。同部会は、八二年度と八三年度の一年六か月にわたり、小名浜、新潟、千葉、川崎、横浜、清水、名古屋の七港で、作業環境調査と医学的調査を実施した。

作業環境調査は、船内荷役作業と沿岸荷役作業についておこなわれ、沿岸荷役作業は、はしけ水切り、ボッパー周辺、庫内、野積みの四作業を調査対象とした。また調査対象貨物は、鉱産品、化学工業品、穀物（土砂等を含んでるのでその含有率）をとりあげた。調査結果によれば、作業環境中の吸入性粉じん濃度を測定した結果は、湿潤状態の鉱石は船内作業場所及び沿岸作業場所において（一・二八）七・五七^{mg/m³}、船倉内における乾燥したリン鉱石及び滑石の粉じん濃度は二九・九〇^{mg/m³}、沿岸作業における乾燥したリン鉱石及び滑石の粉じん濃度は二九・九〇^{mg/m³}、沿岸作業における乾燥したリン鉱石の粉じん濃度は六四・八八^{mg/m³}、沿岸作業における乾燥したリン鉱石の粉じん濃度は一七・九二～七二・一五^{mg/m³}、穀物と混在している土砂の濃度の推定値は〇・〇一～〇・八一^{mg/m³}であった。

医学的調査は、船内荷役労働者と沿岸荷役労働者を中心に、三一五九名について胸部レントゲン検査、肺機能検査、ならびに港湾荷役作業に従事する以前の粉じん作業歴及び港湾荷役作業についてかりの粉じん作業に相当すると思われる作業歴について調査した。レントゲン検査によつて全く正常と読影されたものを除いて、六三五名が第二次調査の対象者とされた。うち六〇三名の第二次

粉じん作業部会の調査結果報告は

「粉じん作業に相当すると思われる作業」について

調査をおこなったところ、一四八名にじん肺の疑いがみられた。この一四八名中、港湾荷役作業に従事する名、残る一〇六名のうち港湾荷役作業についてから粉じん作業に相当すると思われる作業に従事した経験のある者は六〇名であった。したがつて粉じん作業及び粉じん作業に相当すると思われる作業に従事したことのない者でじん肺の疑いがみられた者は四六名であった。港湾荷役作業の作業態様がきわめて特異で、作業内容を特定することが困難であったが、四六名の主な作業内容は船内作業が多かつた。

う表現は、当初の報告書案では、

①セメント、フライアッシュ、粉状

の鉱石及び炭素原料の荷役作業

②鉱石専用船の船倉内作業

③鉱物等を車から積み降ろす作業

を「粉じん作業」と規定していたた

め、全港湾が表現が適切でないと指

摘し、改めたものである。すなわち、

①の作業といつてもじん肺法施行規

則別表九号で規定されている作業で

は「袋詰めされたものの積み込み及

び積み卸しの作業は含まれない」(五

四・七・十一、基発第三四二号)こ

とになつており、今回の調査で袋詰

めされたセメントの荷役作業をした

ことのある人が「ある」と回答した

可能性があること、「②の作業につい

ても別表一六号では「鉱石専用埠頭

に接岸している鉱石専用船の船倉内

で……」と規定されているのであ

り鉱石専用埠頭に接岸していない鉱

石専用船で船倉内作業をしている人

が「ある」と回答した可能性がある

こと、「③の作業についても別表二号

の「鉱物等（湿潤なものを除く）を

積載した車の荷台をくつがえし、又

はかたむけることにより鉱物等（湿

潤なものを除く）を積み卸す場所に

おける作業」とは表現上も異なるし、

回答をしており、一人の港湾労働者

別表二号には「ショベルローダー、

バックホーのようにバケット等を有

する車両系荷運搬機械により積み卸

しを行なう作業は該当しない」(基

発第三四二号)ことになつているの

であり、これら作業をした人が「あ

る」と回答した可能性があることを

指摘した。①～③の作業が現行の粉

じん作業と異なることを指摘したの

で、①～③の作業は「粉じん作業に

相当すると思われる作業」という表

現になつたのである。

このことは、港湾には実際には粉

じん作業が数多くあるにもかかわら

ず法的には粉じん作業に指定されて

いないという問題点を浮きぼりにし

事したことがあきらかになった。

またこの「粉じん作業に相当すると

思われる作業で」については単純計

算で、一人あたり一・七三回の重複

が、特定の粉じん作業だけに従事し

ているのではなくいくつかの粉じん

作業に従事していることがわかる。

従来の「粉じん作業」概念を

突破した港湾じん肺

さて、港湾荷役作業を粉じん作業

とすることは、現行のじん肺法で規

定されている粉じん作業の概念にな

じまない多くの問題点があつた。第

一に作業が特定されていないこと。

一人の労働者が毎日同じ作業をする

のではない。船内荷役作業、あるいは

沿岸荷役作業といつても様々な作

業があるし、地方港においては船内

労働者と沿岸労働者という区分は存

在していない。第二に、とりあつか

い貨物が特定されていないこと)。今 日は粉じんの多いバラもの貨物、明 日は一般貨物というような状態であ るしそれぞれ何千種類の貨種がある。い。

内とかくぎられた空間での作業が多

い第三に、屋外労働が主である」と「現行の粉じん作業は、坑内とか工場 作業とすることは、粉じん作業につ いての今までの概念をうちやぶる闘 いであった。(以下次号)

職場アラレル

労働安全衛生予防協約斗争 組合の趣旨説明に半数の企業は全面反発

全港湾大阪支部 書記長 華川 万吉

全港湾関西地方本部が八四春闇で 築港、神戸、建設(西成を含む)、 地方統一要求として、全港湾の全国 大阪港(日雇)、弁天浜(日雇)、 に先がけて闘っている「労働安全衛 生に関する予防協約」(具体的な内容 「労働安全衛生に関する予防協約」 は本誌一二二号掲載)の闘いは、企 業の側が、労働者の命と健康、生き て、健康で、働き続ける権利をいか に無視してきたか、また、しようと しているかが明確になつた闘いであ りました。

全港湾関西地方は、大阪、阪神、 骨子となる労働組合独自の安全衛生

費用の拠出については大阪支部を除 いて「とんでもない」と言わんばかり の表現、特に、安全衛生委員の選 出についての協議、同意には、「人 事権の侵害である」と突っ張ねる有 様であります。

このように、活動は勝手にやれ、 資金は拠出しない、人事権の侵害などと企業代表が発言することは、そ れだけ各職場における安全衛生の闘 いが弱い証左でもありますが、港湾 労働に対する過去の暴力支配や、労

VDT 視的表示装置作業者の 労働・健康調査から 職場の労働と健康

目 次

序

序章

第 2 章 VDT 労働・健康調査報告

1. 調査目的
2. 調査方法
3. 調査対象
4. VDT 導入機種、入力方式、画面、作業者数
5. VDT 作業条件
6. 作業環境
7. VDT 機器や周辺装置
8. 健康状態
9. 意識とヒヤクミ

第 3 章 VDT 職場の問題点と今後の課題

第 4 章 VDT 労働の法規・協約例など

第 5 章 労働省ガイドラインの運用と問題点

第 6 章 VDT 職場への提言

1. フィードバックシステムの実現工学
2. 作業管理
3. 作業環境
4. パソコンウェア
5. 健康管理

第 7 章 法律家などの意見

—VDT 労働と労基法・ガイドライン・労働協約—

終章—労働基準の改善のために—

財団
法人 労働安全衛生研修所

B5版 175ページ ¥3000円

安全センターでとり扱っています

労働省も認めている他業種に類例を見ない極めて特異な作業形態などが、大きく作用していることは事実であります。

だからこそ、闘いに立ち上っているのでありますから、組織を上げて闘いを強化しています。

また、この闘いを組織する発端ともなった「港湾にじん肺法を適用せよ」の一の闘いも、約十年前の上組闘争あり、三五九名の調査で、一四八名の肺内線維増殖性変化の疑いをもつ者が発見され、中でも法で定める労働者が発見されるなど、港湾労働者のが発見された結果、議会に提出された調査結果の報告があり、三五九名の調査で、一四八名の肺内線維増殖性変化の疑いをもつ者が発見され、中でも法で定める労働者が発見されるなど、港湾労働者のが発見された結果、議会に提出された調査結果の報告があり、三五九名の調査で、一四八

闘いはまだまだ残されており、今後も闘い続けることが、労働者の命と健康を守り、働き続ける権利の獲得の闘いとして前進のために努力を続けます。

におけるじん肺闘争を皮切りに開始し、闘い続けていましたが、去る七月十日、労働省より、中央じん肺審議会に提出された調査結果の報告があり、三五九名の調査で、一四八名の肺内線維増殖性変化の疑いをもつ者が発見され、中でも法で定める労働者が発見されるなど、港湾労働者のが発見された結果、議会に提出された調査結果の報告があり、三五九名の調査で、一四八

闘いはまだまだ残されており、今後も闘い続けることが、労働者の命と健康を守り、働き続ける権利の獲得の闘いとして前進のために努力を続けます。

学習の小計

こんなときたらうる

職場安全活動の手引き

2

男の火で休業するととき――上

足場から落ちて足首を骨折し三ヶ月の休業が必要になつたとします。治療については前回説明したので、今回は休業に伴う賃金補償について述べてみます。

分の賃金だけが入っていたのです。ローンの支払いなどでお金のいる人

さんは会社に「労災だから 全額欲しい」と訴えましたが、「労災保険の手続きはしたのでそれでやつてください」との返事でした。困ったAさん

会社は皆が保険で
全部やさしくといふが

△さうが事故を起したのは八月六日だったが、その月の二五日の給料田に袋を開けてひっくり返した。

これでいけば八月は十一日分、九月の月給日にも一銭も入らないといふことになります。が、何とかならないものなのでしょうか。結論から言うと、会社に對して立替払いをす

金の締切日に区切つて休業補償の請求をすると書いており、二～三日後

おおむねの煙袋は、明治二十年代から二十一年代にかけて

休業補償は後払い、つまり、一か月休めばその時点で初めて請求を行いい、しばらくして支払われるといふ

仕組ですから、現金収入は少なくとも一か月以上遅れます。単純な事故で業務上外に争いがない時でもそうですから、腰部ねんぎにヘルニアがからんできたりして、認定自体に日

第十四條 休業

の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の賃金から支給するものといふ。その額は、一日につき給付基準額の百分の六十に相当する額とする。

数がかかる場合は、支払までに数か月要することはざらにあるわけです。労災補償は、法的には被災者本人に請求権がありますから、立替払いは企業の法的義務ではありません。しかし、生活の都合からみれば、当然要求すべきでしょう。最もスマートな方法としては、給料日に会社が労基署に代って「休業補償」を支払い、その分について、本人に代って労基署への請求権を会社が取得するというやり方です。手続きは会社が労基署に行けばすぐできることです。ただしこの場合二つのことに留意すべきでしょう。一つは、会社が本人に支払うのは「休業補償」であつて「賃金」では問題が起こるということです。つまり、労災保険法一四条では、休業補償支給の要件として「賃金を受けない」ということを明記しております。本人に不利益はないにしても、会社は労基署に対し何の請求もできません。また、完全日給制の下では休業補償はありません。

（休業補償）
第七十六条 労働者が前条の規定による療養のため、停勤することができないために賃金を受けない場合には、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない

もう一点は額の問題です。休業補償の算定の仕方は別途説明しますが、基本的には、実質前取の八割給付となっています。しかし、八割というものは少ないので、十割補償を要求すべきでしょう。何をもって十割とするかには多少論議があつて、最もボーピュラーなのは、保険給付として支給される額の四分の五倍、つまり給付基礎日額の二割／日を上積みする方法です。労災補償が非課税であること、一時金の支払い方などを考慮して、最もよい方法を決めればよいと思います。

それから、前述の会社の説明で一人間の扱いです。労災保険では、一四条をみれば明らかのように、休業 Aさんは幸いにして経過が良く、十二月初めより出勤できるようになります。そして、直後に会社より年末一時金の支給がありました。しかし、Aさんはその額の少なさにまたしてもびっくりしてしまいました。

一時金は あきらめるべきか

四日目からの支給になります。法律的にはこの三日間は、会社が、労働基準法七六条の規定に基づき、直接補償することになっているわけです。ただし、この場合企業は六割までしか義務を負っておらず、先の場合と同様に四割上積みの十割補償を要求するのが妥当だと思います。

して「(1) 要求したものとの、一観定た
かう出勤がない」とはねつけられた
のです。これは、法律的に明確な規
定はありませんので、労使の力関係
によるところが大きいといえます。
一時金が、会社の全く一方的な査定
や気分で出でるような場合は少し
困難だと思いますが、たとえば、基
本給の二・五か月、欠勤一日につき
×円減額というように計算可能な
場合については十分要求しらると思
います。労働基準法三九条の有給休
暇の規定の中に第五項として、産休
及び労災休業の扱いが示されており、(次回は、平均賃金など)

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、一年間継続勤務し全労
働日の二割以上出勤した労働者に対して、継続
する又は分割した六ヵ勤日の有給休暇を与え
なければならない。

る労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり
療養のために休養して期間及び産前産後の女
子の第六十五条の規定に基づく休業した期間
は、第一項の規定の適用にあつては、これを
出勤としたものとみなす。

ています。つまり、有休については、
仮に前年度に二割以上労災で休んで
も、次年度は所定の有休が与れるこ
とになっています。したがって、論
理としては労災休業と一時金との関
係もこれと同様で、全て「出勤」と
して計算することが妥当であり、十
分勝てる議論です。一時金の支払は
法的義務でないので、「労基法にこ
の規定がないだけである」と理解し、
賃金の一形態として一時金を考え
以上、協約上権利を明記すべきだと
考えます。



前線から

待機時間中の飛び降り骨折

大阪 中央

細心の監督

大 総評東地域合同労組 大阪生花分会
八月初旬、被災者は「早く仕事に就く
大阪中央労基 ために、まわり道をすれば
署は総評東地 遅れるのでへいを越えた」
域合同労組大
坂生花分会の

八月初旬、被災者は「早く仕事に就く
ために、まわり道をすれば
署は総評秉也 遅れるのでへいを越えた一
大阪中央労基

成されたものの、その後経
営側よりの切り崩しを受け
続けていた同分会の力の拡
大という観点からも、とり
くみを決定、六月末より交

なりが確認するに用ひ、無
効と認定し用ひたものである。

も交流に加わった。

健診結果より昨年手なわれた市職保母健診の結果報告が行なわれ、保母の一翻が治療の必要な状態であり、八二〇が腰痛、頸筋を訴え

大どの職場でも頭痛・腰痛で苦并…
田、職主事持機甲ノ同窓会
半世紀の遊戯したところ、
義地、ホーリーが築いたた
ね、くらを越えて築いた
に膝延長を骨折）、川田明（神奈川に伴う腰痛、頸椎は母のが参加）、関西安全や建診部
の入院となりたものもある。この職業病問題について交ンタ、松浦診療所建診部

大版 比喩的業病問題で文部省会

～職業病問題で交流会～

と労災申請を希望していたが、労基署の誤った指導もあり、会社はこれを拒否していた。当初より労災認定は微妙であり、組合にはとりくみをめぐって論議が交されたが、今春闘にて結成されたものの、その後経営側よりの切り崩しを受け続けている同分会の力の拡大という観点からも、とりくみを決定、六月末より交渉に入っていたものである。

労基署が当初「業務外」と決めつけた点は誤りであり反覆すること、監休み中であればこの事故もあり得なかつたこと、被災者救済という立場で判断する、などを確認するに至り、業務上認定に至ったものである。

建診部より昨年行なわれた市職保母健診の結果報告が行なわれ、保母の一割が治療の必要な状態であり、八割が腰痛、頭痛を訴えているとの深刻な実態が明らかにされた。また関西安全センター、松浦診療所、建診部にあたっての心構えとして、

組保育部会で 題ご交流会

腰・腰痛で苦労…

保育労働の職業病は休憩時間の問題が大きいこと、人員問題はすぐ措置費の問題にぶつかること、被災者と他の労働者の関係、子どもと保母の関係を職業病問題を通してとらえ返すことなどが話された。

交流の中で、各分会から実態が報告され、どの職場でも職業病問題で苦労していることが判明した。二つの分合ではすでに労災認定闘争を取り組んでいるが、他は自己防衛的に腰痛体操などを行なっている程度であつた。

今後、市職保母が行なったアンケートを保育部会でも行ない、その結果に基づいて、部会として取り組むことを決定していくことになつた。

北根

吹田でもとび降り骨折に とり組み

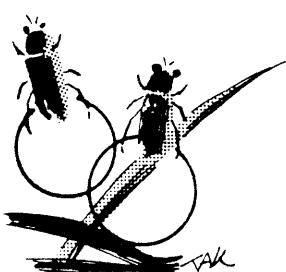
・総評地域合同労組キムラヤチ・ン分会・

吹田市の製パン工場、総評地域合同労組キムラヤチ・ン分会は、組合員Yさんの踵骨骨折について労災の申請をした。Yさんは去年六月二七日、工場で作業についていたが、午前中に機械の調子がおかしくなり、災として茨木労基署へ申請機械担当者にその様子を伝えるために、急いで工場敷地の外へ出ようとへいを乗

り越えた。その際、左踵部を骨折したものである。この件について組合では、ようと思われがちであるが、担当者を呼びにいくという行為がまったく業務の上でのことであること、急がねりするものである。

Yさんは去年六月二七日、工場で作業についていたが、午前中に機械の調子がおかしくなり、災として茨木労基署へ申請機械担当者にその様子を伝えるために、急いで工場敷地の外へ出ようとへいを乗

り越えた。その際、左踵部を骨折したものである。この件について組合では、ようと思われがちであるが、担当者を呼びにいくといふ行為がまったく業務の上でのことであること、急がねりするものである。



全国アーティストのエッセイコレクション

南大阪合宿に36名参加

南大阪

新たに養護施設・清掃工場

専物者と交流

のアシフを切り、南大阪労働センターの会場が七田

高支部工場分會が加わりそれが職場見学と交流を行なつた。

アーチ命懸く物のなる阻力を
もの込む」といふを覺えてる
に心も必懸けぬるがゆうか

いただき心より協力していただいだ労組、診療所の方々に、この場をかりてお礼

三田、一六田はわれ、三
六年は特にまじめな学生
六名の医学主の参加のもと
が多いという声もきかれ、

と思われる。

を申し上げる次第です。

年は新築された松浦診療所を起居とこゝで宿が行われ

吉座三ノ二十二日正午

参加人数は昨年よりやや減少したもので、一、二回生の参加が多かつた事が注目される。また、午後は講演会

南紀

家庭訪向など通し

労働組合として、大坂市のがん
護施設「弘済院」の布施弘
済院支部と、大阪市の清掃
工場にて勤務する市営環境事業

八月一日～四日にかけて、一林業労働者と振動病被災者三回全国統一ファイーンで、合宿の一環として、和歌山県(南紀)古座川町において、者の実情の調査」を目的として合宿が行なわれた。参加者は、奈良医大、紀和病院

の実際使用、労働者宅おと
び認定患者宅への家庭訪問
による聞きとり調査、振動
病被災者の治療見学、保健

学生運動の状況が変化してきている中でも、毎年継続

集作成までのフローを細
宿は終わらないを命じ書類

政治の歴史

に総括作業に入っている。

卷之三

協力労組への報告を責任を
のって行つていこう室であ

かりでなく、他学部の学生

卷之三

へのオルグを進め、フイー

卷之二

婦さんや山林労組との交流と多岐にわたり、非常に充実したものとなつた。これらの分析は報告集に委ねることにしても、大まかな問題として、振動病被災者の社会的地位の向上、現役労



働者が早期に健診を受け治療できる経済的保障の確立などがさし迫った課題として共通認識できたと思う。

大阪

いのちといしさを守る会

「労災補償と認定問題」で学習会

安全センターとの協力関係強化へ

七月二十五日、大阪部落解放センターにおいて衆議院

議員上田卓三事務所（いのちとくらしを守る会）は、労災補償問題についての学習会を行なつた。これは、

同事務所が五月～七月にかけて毎週行なつてある研修のひとつとして行なわれたもので、当日は、関西安全

センターが講師となり「労災補償と認定問題」と題して講演を行ない、午前中か

らの連続した研修にもかかわらず四〇名あまりの同事務所職員は熱心に耳をかたむけていた。

安全センターでは今まで、

講演は、医療相談はもちらんのこと、交通事故や生

活保護の相談にも労災職業

病問題が数多くからんでお

り、常に労災問題を頭に入

れながら相談にのつてほし

いということが強調され、

その他補償や認定の実務に

ついて話があつた。

一時間半の講演のあと、残業続きで脳卒中で倒れたのは労災か、昼休みに食事に帰つたときに起きた交通事故はどうかなど、実際の相談の中からの質問が数多く出された。

いのくらより十件ほど相談

を受けて労災職業病問題に取り組んでおり、今回の研修はそれをより組織的に密

接な関係をつくっていく、きっかけとして行われたもので、労災職業病の視点を持った相談活動にのつてもうよい機会となつた。

いのくらより十件ほど相談を受けて労災職業病問題に取り組んでおり、今回の研修はそれをより組織的に密接な関係をつくっていく、きっかけとして行われたもので、労災職業病の視点を持つた相談活動にのつてもうよい機会となつた。

▼大阪市従工場分会▲

職業病の実態を把握し、先の腰痛被災者の公務災害問題も含め取り組むことになつてゐる。

大坂 清掃工場フレーク作業の
職業病問題にとりくみ開始

大阪市淀工場分会は一人の組合員の腰痛症をきっかけに、清掃工場でのクリー
ン作業の職業病問題を取り組むことになった。

七月四日、分会執行部の
ほかに専門家の立場から松
浦医師と人間工学を専門と
する柴田京大教授を加えて
大正工場でのクレーン作業
の見学を行ない対策会議を
もつた。

清掃工場でのクレーン作業は、収集車が運んできたゴミを専用のゴミコンテナに移す作業である。クランク

からも腰痛やケイワン症などの訴えが出されていた。

つ両手より前に上体を前屈させるなど無理な姿勢が常によく強制される作業である。その他、クレーンに付着したゴミをとるためハンマーでたたき落とす作業など重労働もあり、組合員の中

ン室は工場の最上階にあり
五〇メートル近くの高さの
ゴミピットをのぞきこむよ
うな姿勢でクレーン操作を
行なうため操作レバーを持

南大阪

「労災上積補償斗争
安全センターとのくらいの協力で
一六五万からじる

中山製鋼の下請会社で、
昨年六月クレーンのマグネ
ット部にはさまれ内臓破裂
の事故に会ったAさんの件
で後遺障害として十二級と
決定されたことは既報した
が、その後、障害の上積み
補償をめぐって会社との交
渉に入った。

七月初めから中旬にかけ
て、三回ほど交渉をもつ中
で、三か月の休業中の賃金
の10%分も含め百六五万円
で話し合いが成立した。交
渉には、いのちとくらしを
守る会、関西安全センター
も出席し、後遺障害の問題
はもちろん、仕事上の配
慮や、事故の予防対策など
についても追及を行なった。
今までAさんの会社では、
障害の上積み補償はもちろ
ん、休業中の上積み補償す
らされていなかつただけに、

△さるの問題が他の労働者にも大きく影響を及ぼすものと想われる。

* 夏期カンペのお願い *

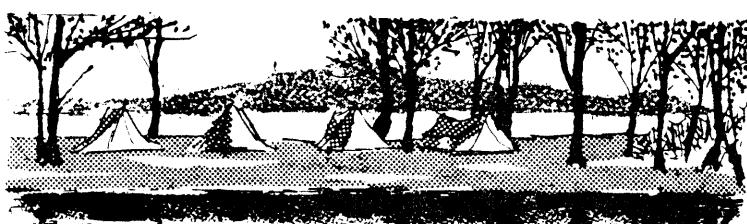
皆様におかれましては、諸活動にお忙しい日々をお過りになります。

ヤトノ、関西労働者安全センターも昨年十周年を迎え、組織としての基礎を一層固めるとともに、記念事業として(医)衛生室、全林野労組との協力で新病院の設立に向けた賛助議題をおつます。そして、これらの事業を中心として今後もうひとまわり充実した組織としての発展を図り、労組事との協力や地域活動強化に取り組んでおります。

こかし、当センターの財政状態は年々改善をみているところですが、まだ安定状態には程遠く、各位の資金援助をおおがねならない次第です。

伊年のことよりあり誠に勝手なお願いではありますが、賛助議題の上、夏期カンペへの御協力を訴える次第であります。

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013



七月の新聞記事から

- 七・五 播磨灘でタンカー同士が衝突し溶剤五〇トンが海上に流出。七・二一 「三菱重工神戸造船所難聴訴訟」で神戸地裁が元従業員らの職業性難聴を認め、企業に対し賠償金の支払いを命じる。
- 七・六 運動具製造工場で出火、女性労働者二人焼死。七・二二 (東大阪)。
- 七・七 御前崎沖(静岡)でタンカー同士衝突、爆発炎上、一人ヶガ。
- 七・八 「研修についていけない」と二十歳の女性がビルから飛び降り重体(北区)。
- 七・九 川西市職員(今年四月土木部長に就任)、仕事の悩み?首つり自殺。
- 七・一〇 今年五月五日の六甲駅衝突事故で山陽電鉄運転士が起訴。
- 七・一一 郡山じん肺訴訟で福島地裁郡山支部が日本電工の安全保護義務違反を認め、原告元従業員ら勝訴。
- 七・一二 西宮児童相談所の女性ケースワーカーの、公務外認定処分(頸腕症)の取り消しを求めた訴訟で、神戸地裁は公務災害と認めた。スワーカーの公務災害が認められたのは全国で初めて。
- 七・一三 下水処理場で補修工事中、かさを増した水流にのまれ作業員一人死亡(豊中)。
- 七・一四 川西市職員(今年四月土木部長に就任)、仕事の悩み?首つり自殺。
- 七・一五 今年五月五日の六甲駅衝突事故で山陽電鉄運転士が起訴。
- 七・一六 郡山じん肺訴訟で福島地裁郡山支部が日本電工の安全保護義務違反を認め、原告元従業員ら勝訴。
- 七・一七 近鉄奈良線で碎石運搬のクレーン車が暴走し、線路上でバラスト入れ替え作業中の作業車に激突、三人死亡五人重軽傷。
- 七・一八 科学技術庁が高レベル放射性廃棄物についての国際的責任を明確化する要綱を決めた。

易ちの組合

全通大阪日通支部

全遞入組織統一

‘7
年

積極的雇用確立運動

11000名首切り攻撃に抗し

争や反マル生闘争等、数多くの闘いを組織してきました。

間同種産業との比較論からなる、人

とりわけ、日遼部門関係にかけら
れている攻撃の特徴は、第二臨調答

私たちちは、郵便をポストや郵便局から取り集めたり、郵便局から郵便

局へ郵便物を輸送したりすることを
主な仕事としている運転労働者です。
全国組織として各府県単位に支部機
関をおき、約七〇〇〇名で組織して
います。

ここ数年の中心的課題と、当面のとりくみ方針の大綱を紹介します。

それは、雇用確保と労働条件の維持改善の問題です。もちろん政府・自民党の悪らつな政策による仲裁の不実施等多くの課題がありますが、雇用と労働条件の問題をセットで当面の緊急課題とし、闘いの中心にえたのは、一、行革臨調等による政治的压力での人員削減と労働条件改悪の動きを基に、二、郵便物の減少傾向を背景にした諸施設の縮少削減方針の強まり、三、高度通信産業のめざましい発展に伴う郵便事業の先行き展望といった情勢分析や現状認識の上にたって、雇用確保と労働条件維持改善は我々の主体性と英知を結集した制度政策要求の確立以外に明るい展望は切り開けないと危機感から出発しています。

減し安上り政策の強要です。その一例を紹介すると、バス、長距離トラック等全てワンマン運転だ、なのになぜ郵便車だけツーマンが必要かといつた論拠でワンマン運行を強要してきていることです。郵便輸送という特殊な任務と作業内容から、郵便物の安全性、敏速性は最低条件として必要であり、そのためには局の立地条件や利用者の利便性、安全性を抜きにしては成りたちません。そういう面は一切抜きに単なる安上りと人減しだけを目的とした比較論のみで、政治的圧力とあわせて攻撃をかけられているのが現状です。

もしこのような政府、郵政省の攻撃をゆるすなら、二〇〇〇名の首切りを余儀なくされることから、企業との間で一、首切りは行なわない二、いかなる施策も一方的には行なわないことを劳使確認の基本にすえ労働組合としても企業の現状と将来展望を直視した場合、このまま官僚体質による管理機構に任していくは我々の雇用確立と、安心して働ける職場確保は計れないとの立場で、制度制策要求を中心とした、経営改善施策も必要であるとの意識統一を行ない、定員相互調整や、ワンマン路線認知も条件整備と併せて、総合判断のうえに進めつつあります。

分断攻撃克服し

いずれにしても、昨今の労働者全体にかけられている攻撃の特徴は、親方日ノ丸論に象徴されるようなマスコミを総動員して、労働者間の意識誘導と分断策によって、官民分断から官々分断、反民分断をたくみに行ない防衛費の突出や教育の反動化福祉費の削減といった反国民的諸施策の遂行をもゆるすことにつながっていることを正しくとらえ、一民間企業のロッカアウトや、公労協等に対する仲裁不実施、処分の乱発等、

一見別時限の係わりのない現象のようにとらまえがちですが、根本は同一の意図から出発しているわけですから、くさい根本を断ち、闘いの再構築に向け努力していくことを確認した。以上をもって職場の現状報告とします。



昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

8月号（通巻第124号）昭和59年8月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていたらけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28